

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄放棄請求権（4条1項）国内措置

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684</a>

②國會提出資料

48  
2.  
6

衆議院予算委員会提出資料

昭和48. 2. 6

外務省

(沖繩返還協定第4条で、日本政府が放棄した  
対米請求権の内容、種類、件数、金額。

また政府の調査方法、調査機構と担当人員数。)

沖繩返還協定第4条第1項に規定する請求権の  
放棄の意味は、協定及び交換公文に基づき米国が  
処理の責任を負うもの以外の請求が存在するとし  
た場合にも、わが国政府としては、これを外交的  
に取上げることとはしないということである。

いかなる請求が協定第4条第1項にいう放棄の  
対象となるかは、関係者からの具体的請求の提起  
と、その米側による処理の結果いかんによるので、  
現時点で具体的には申し上げられない。

4条1項、同條、国会資料提出の内容及び状況

1. 昭和46年12月9日提出  
請求権回復国会提出資料

○ 地権回復

- (処理済) (1) 講和前後補償金支払状況
- (処理済) (2) 人身損害
- (処理中) (3) 財産損害
- (処理済) (4) 講和前後人身損害補償状況
- (処理済) (5) 講和後の人身損害補償状況
- (処理済) (6) 講和後の財産損害補償状況
- (処理済) (7) 解放軍用地復元補償請求と補償実績
- (処理済) (8) 土地裁判所訴訟状況
- (処理済) (9) 漁業補償
- (処理済) (10) 復元補償
- (処理済) (11) 軍用地復元科増額請求準備
- (処理済) (12) 通損補償請求 - 調停中
- (処理済) (13) 入会補償請求 - " "
- (処理済) (14) 灌漑地補償請求 - 11月18日沖特委  
建設省より提出の資料

(10) 没収地補償請求の内容 (那覇軍港)

- 将軍解放日時に補償の問題あり
- 嘉年納村、北谷村 実態不明

x 外照取

- (1) 没収地 (那覇軍港以外) 関係
- (2) 基地公費補償請求の内容

2. 国会答弁

(1) 昭和47年3月27日 衆議院 上野(社)

(2) 山中長官答弁

実施主体は、本件において法律の根拠に基づいて防衛施設等が行なわれるから、実施は防衛施設等のほうでやられることになり、この点の窓口は沖電に、この法律が通った時点で南米の総合事務局が、その旨を総務省が窓口として役目を果たすことになり、今後その調査が順調に進み、この防衛施設等が処理を、これに予算措置、場合により法律措置その他により、十分の窓口としての役目を果たし得るものと考えている次第であります。

(1) 江崎長官答弁  
 やはり党は公用答弁であるとして「担当で」  
 あり。これに実際の処理については、これは  
 本土で許すに許す防衛施設等の  
 職責があるとして「担当である」と考  
 えております。

(2) 佐々木総理答弁  
 立法化するものは立法化する。およびに  
 御理解をいたしております。

(2) 昭和47年4月25日 衆中特委 弁井(社)

(1) 岡崎政府委員答弁  
 (i) 47年度予算に於ては、調査費として18百万  
 円を計上してあります。これらの点も含めて  
 2月中旬に沖縄-地方対策の事務職等と  
 琉球政府の土地業務課長と相談  
 した。この問題については今後どうに  
 いう話し合いをいたしております。

(ii) 人身のほうの調査。これからは入会  
 行の調査、これからは海防の調査  
 土地の調査。これからは調査から

行なうと思っております。

(1) 山中長官答弁  
 総理府も単に「意見」をいうふうな  
 表現から進みまして、閣議決定における政令  
 の中にこれを盛り込む内容で盛り込ま  
 ない。...「その他沖縄の復帰前  
 の事由が発生し、沖縄の復帰の際に未  
 解決となっている事項であつて、復帰  
 に伴い解決を要するもの(他の行政機関の  
 所掌に属するものを除く)」。...

やはり総理自身の責任において、総理府の  
 ところから所掌事務、その中にいまの  
 ような表現を入れたら、これから起つて  
 くる問題をまず私どもが受け  
 付け、これについては立法を要するかどうかの  
 相談がある。法律でやる場合において既  
 存の法律で対処するということに責任を  
 持つ。この所掌を単に「意見」を  
 いうことで済ませることで、総理府  
 としてあります。

了 防衛施設等措置状況 (施設等整理内容) 関係者等と協議の上防衛施設等について処理すべきものまたは処理すべきが適当と見られるものについてその実態を調査し、損失が明らかとなる場合は関係者等と協議し適切な措置を講ずる方針のもとに昭和47年度に必要経費として48年度に於いては調査費約6百万円を必要と調査を予定しております。

参考

	調査費	調査状況
(1) 通関補償	約57万円	× 具体的請求がないため昭和48年度に調査の予定
(2) 入会補償	約18万円	× 北部訓練場、キャンプ及びキャンプハンセンについて調査を実施中。昭和48年度継続調査の予定。
(3) 漁業補償	約230万円	× 操業実態等基礎的調査を実施中。昭和48年度継続調査の予定

(4) 基地経済補償 約156万円 × 一部実態調査を実施中。昭和48年度継続調査の予定。

(5) 健康人身損害調査 約107万円 × 請求者人身損害意見書への処理状況:

昭和47年度  
47年12月末現在  
申請書受理 183名分  
支給済 35名(死亡32名)  
(遺棄3名)

見舞金額 2008万5205円  
昭和48年度末迄に処理した。

問二六 いわゆる「請求権問題」についてどのように処理するのか。

答 いわゆる請求権問題については、先の沖繩国会で種々議論があつたので関係省庁とも十分協議の上防衛施設庁において処理すべきものまたは処理することが適当と思われるものについてその実態を調査し、損失が明らかになつた場合は関係省庁と協議して適切な措置を講ずる方針のもとに四七年度に引き続き四八年度においても調査費約六百万円をもつて調査する予定である。

参考

一 調査費	約六百万円
通損補償調査	約 五七万円
入会	一八万円
漁業	二百三〇万円

基地公害補償調査 約一百五六万円  
財産人身損害調査 〃 一百七万円

二 調査状況

(一) 通損補償 具体的請求がないため昭和四八年度に調査の予定。

(二) 入会補償 北部訓練場、キャンプシユワプ及びキャンプハンセンにつき調査を実施中。昭和

四八年度継続調査の予定。

(三) 漁業補償 操業実態等基礎的調査を実施中。昭和四八

年継続調査の予定。

(四) 基地公害補償 一部実態調査を実施中。昭和四八年度継続調査の予定。

(五) 講和前人身損害見舞金の処理状況については、昭和四七年度において、昨年一二月末現在、申請書を受理したものは一八三名分であり、そのうち支給済は三五名（死亡三二名、傷害三名）、見舞金額二千八万五千二百五十円となつている。残りについては、目下、那覇防衛施設局において鋭意手続中であり、今後、これが促進を図り、年度末までに処理致したいと考えている。